

通商産業省

平成10・02・19資第8号

平成10年7月24日

原子力委員会委員長 殿

通 商 産 業 省



中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）について（諮問）

中部電力株式会社取締役社長 太田 宏次 から平成10年2月19日付け本原計発第3号（平成10年7月16日付け本原計発第1号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子力の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は、4号炉の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更を行うとともに、4号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を1号、2号、3号と共用化するものである。

これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は、4号炉の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更を行うとともに、4号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を1号、2号、3号と共用化するものである。

これが、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更は、4号炉の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更を行うとともに、4号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を1号、2号、3号と共用化するものである。

本工事に必要とされる資金は、自己資金、社債及び借入金により調達する計画であり、申請者にはその経理的基礎があるものと認められる。